

交流基準見直しについて

本日は、交流審査会を私事で欠席することとなり、大変申し訳ありません。諮問の規則改正案などにつきまして、下記のとおり、意見を述べさせていただきます。

よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

山本佐和子

記

1 諮問の考え方について

現下の公務に対しては、広い視野をもって様々な政策課題に迅速・柔軟に取り組んでいくことが求められていると思う。そのための方策の一つとして官民人事交流には重要な役割があり、従来、官民の癒着を排するなど公務の公正性にやや重きを置きすぎていた点について見直しを行い、交流が更に活発に行われるよう制限事項を緩和することは適切である。

また、改正内容の検討に当たっては、現在の運用の実態を踏まえることが不可欠と考えるが、今般、各府省における要望を聴取されたとのことであり、これらの内容から見直しの必要性をよく理解することができた。基準非該当ということで断念し、貴院に対して相談も上がってこない類似のケースもあるのではないかとと思われる。

他方、民間側においては見直し改正への要望はなかったのだろうか？民間側からも運用に積極的に関わってもらい、遠慮なく問題点や課題を挙げてもらえるようになると、更に有益であると考えます。

2 諮問事項1「連続交流回数の制限」について

賛同します。

理由： 見直し案（資料3）の考え方に同意する。許認可等の権限は法令で所掌する課が規定され、組織の範囲を超えて権限行使することはできない。改正後も、所管関係がある部署については回数制限がかかることから、現行基準の制限の趣旨は維持される。かつ、当該課以外には交流の範囲が広がることから、交流対象者が増えることが期待されるため。

3 諮問事項 2 (1)「交流制限期間」について

賛同します。

理由： 最近でも報道があるとおりに、個々の企業の不祥事が絶えることはないが、官民交流制度が運用を開始した以降、民間側ではコーポレートガバナンス改革が大きく進展しており、問題行為を長期間にわたり放置することは社会や市場において許容されなくなっている。社会環境の変化のスピードや内容を踏まえ、交流基準も柔軟に見直すことが必要であり、今般の改正内容は適切と考えるため。

4 諮問事項 2 (2)「交流制限期間」について

賛同します。

理由： 見直し案（資料 3）に記載のとおり、同一事案に対して複数回の制限期間を設けることによって全体として制限期間が長期化するとすれば、当該企業に対する制限期間を長期化することによって制限の実効が高まるということは考えにくい。むしろ、制裁的な意味合いや過剰規制が懸念されるので、改めた方がよいと考える。

5 諮問内容以外の事項について

見直し案（資料 3）によれば、交流対象法人の拡大及び事務負担軽減・審査事務の合理化を年内に措置することとしており、適切である。各府省からの要望とともに、民間側の意見、要望等を丁寧に見ていただくなど配慮していただくことを期待したい。

以上